

# とちぎ障害者就労支援 ガイドブック



平成30年3月(一部改定:令和5年3月)

栃木県保健福祉部障害福祉課

# はじめに

このガイドブックは、**就労を希望する障害のある方と  
そのご家族・支援者**を対象に作成しています。

令和6年4月からの法定雇用率引上げに伴い、障害者の雇用  
に対して積極的に取り組む流れがさらに社会に広がることが  
期待されます。

また、一般企業で働く障害者の数は、全国的に年々増加し、  
職業の種類も多岐に渡ってきています。

働きたいけど、何からはじめたらよいのか、今の状態でどこ  
に相談したらよいのか。困ったときの道しるべ、一歩踏み出す  
ためのヒントとして、このガイドブックを活用していただけた  
ら幸いです。





# もくじ-index-



ナイチュウ

## とちぎ障害者就労支援ガイドブック

I はじめに	●働くということ..... 4
	●働き方を選択する..... 6
	●仕事の種類..... 8
	●県内の就業状況..... 10

II 就労に向けて	●相談先フローチャート..... 12
	●Aさんの場合[現在学生⇒就活]..... 14
	●Bさんの場合[学校卒業後就労経験無し⇒就活]... 16
	●Cさんの場合[退職・就労経験有り⇒就活]..... 18
	●家族（支援者）が気をつけるポイント..... 20
	●就労に向けて（社会に出る準備）..... 22
	●特別支援学校の場合（実習について）..... 24

III 相談先情報	●支援機関紹介①（障害者就業・生活支援センター）.. 26
	●支援機関紹介②（ハローワーク）..... 28
	●支援機関紹介③（栃木障害者職業センター）..... 30
	●支援機関紹介④（栃木県障害福祉課 ほか）..... 31
	●気軽にご相談ください（障害者団体のご紹介）..... 32

# 働くということ

## ● 「働く」ことは

働くことは、「収入を得る」、「自己実現」、「社会や誰かの役に立つ」のみならず、たくさんの出会いや、かけがえのない財産を得ることにつながります。

### 働く理由の一例

- 収入を得て自立した人生を歩んでいくため
- 自分自身が成長するため
- 責任感や自信を身に付けるため
- 健康的で規則正しい生活の実現
- 知っている人（人脈）を増やし、人生を豊かにするため
- 誰かの役に立ち、助けるため など

## ● 「働く」ことでできること

働く理由は、人によってさまざまです。まず、働くことで、何ができるようになるのか想像してみましょう。

### 働く成果(やりたいこと)

- 給料をもらって買い物する
- 自立して生活する
- 仕事の技術を身に付ける
- 仕事で関わる人と仲良くなる
- 役に立てた方の笑顔を見る
- 仕事の達成感を味わう

など



## ● 「働く」ときのルール

働く職場により、守らないといけない約束やルールがあります。仕事をする勤務の日、休みの日、働く時間、休憩の時間のほか、仕事をするときの服装や仕事の内容など。働くことは、職場のルールを守り、たくさんの習慣を身に付けることからスタートします。

### 仕事・職場ルールの一例

- 始業時間と終業時間（8時30分から17時00分まで）
  - 休憩・休息時間（12時00分から13時00分まで）
  - 仕事の役割や役職が与えられる（上司や同僚など）
  - 仕事の作業手順、マニュアルに従って行う
  - 上司への報告、連絡、相談
  - 作業着の着用、マスクの着用
- など

## ● 「働く」からつながること

この社会には、さまざまな仕事や会社があり、たくさんの方がそれぞれの目的をもって働いています。たくさん仕事や会社があることで、生活に役立つ商品を購入したり、サービスを受けることができます。働くことは、この社会の一員となることであり、たくさんの方の役に立つことにつながっています。特に、働くことで得られる成長の喜びや達成感は、豊かに生きる目的の一つと言っても過言ではありません。

### ◎ここがポイント◎

働くことは、収入や経験を得て人生を豊かにする「自分のためになること」であり、社会人として「誰かの役に立つこと」につながります。



# 働き方を選択する



## ● 働き方(就労のかたち)

働き方は大きくわけて「一般就労」と「福祉的就労」があります。

### 一般就労

学校で学んだことや就労体験で得た経験を活かして就職します。

就職

### 福祉的就労

施設の訓練を通して、就労に必要な知識や技術を身に付けます。

リトライ

I はじめに

## ● 一般就労

一般就労とは、障害者の就労形態のひとつです。一般の企業等で、雇用契約に基づいて就業することをいいます。一般就労する際に考えなければいけないのは、障害内容を企業へ伝えるかどうかです。

自分の障害内容を企業側に伝えて就労すること ⇒ **オープン就労**

自分の障害内容を企業側へ伝えずに就労すること ⇒ **クローズ就労**

### オープン就労とクローズ就労のメリット・デメリット

種類	メリット	デメリット
● オープン就労	①就労定着率が高い ②職場環境や配置、業務量などの配慮が得られやすい ③支援・助成金制度が活用できる ④障害者専用求人に応募できる ⑤障害を隠すストレスがない	①障害について理解が得られない場合がある ②応募できる求人が限られる ③給料が低く設定される場合がある
● クローズ就労	①障害について知られなくて済む ②応募できる求人が多くなる ③給料に差がつきにくい	①就労定着率が低い ②職場において配慮やサポートが得られない ③障害について職場で相談できない

## ● 福祉的就労

福祉的就労とは、就労継続支援とも呼ばれ、その中にA型とB型の2種類があります。どちらも経験を積んで一般就労を目指すのを目標としていますが、その内容は大きく異なります。

### 就労継続支援A型・就労継続支援B型について

一般就労は困難でも、雇用契約に基づいて就労可能な場合⇒ **就労継続支援A型**

一般就労が困難であり、雇用契約を結ばずに就労する場合⇒ **就労継続支援B型**

種類	特徴
● 就労継続支援A型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約を結び、給料を貰いながら通所して生産的な活動を行う。</li> <li>・雇用契約に基づきながら一般就労を目指す。</li> <li>・利用者には最低賃金以上が支払われる。</li> </ul>
● 就労継続支援B型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用契約を結ばずに、工賃を貰いながら通所して生産的な活動を行う。</li> <li>・就労の機会を得て、就労継続支援A型や一般就労を目指す。</li> <li>・利用者には工賃が支払われる。</li> </ul>

### 就労移行支援について(就労継続支援A型の次のステップ)

企業等の就職を希望する障害者に対し、就労に必要な知識や能力を向上させるための訓練を提供します。

種類	特徴
● 就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労に向けた訓練を受ける。</li> <li>・一般企業への就労のために、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練が提供される。</li> <li>・利用期間は原則2年以内。</li> </ul>

### 就労定着支援について

一般就労した障害者に対し、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。

種類	特徴
● 就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般就労した障害者が就職先に定着できるよう支援を受ける。</li> <li>・対象は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型などを経て一般就労をした方。</li> <li>・利用期間は就職後半年から最大3年間。</li> </ul>

◎**ここがポイント**◎  
**就労には「一般就労」と「福祉的就労」のかたちがあります。特性に合わせて利用し、一歩ずつステップアップしていきましょう!**



# 仕事の種類

## ● 仕事の種類を知る ~どのような仕事があるの? ①~

世の中には、さまざまな仕事があります。ここに紹介するものは、実際に障害のある方が働いている仕事の一例です。

I  
はじめに

部品などを作ったり、組み立てたりします。

製造業  
(工業)



製造業  
(食品)

パンを作って焼いたり、食品加工をします。



サービス業  
(清掃)

建物の清掃や衣服等のクリーニングをします。



事務

パソコンの入力作業や伝票の集計等をします。







## 仕事の種類を知る ~どのような仕事があるの? ②~

どのような仕事があるのか、まわりの方に相談してみましょ。また、仕事の種類を知って、目指したい仕事について考えてみましょ。



### 農業

田畑や山の環境を整えて、野菜や果物等を作ります。



### 飲食業

食品の調理や注文受付、運搬等を行います。



### 医療 福祉 介護業

高齢者や障害者等の介護を行います。



商品の梱包や棚に並べる作業等を行います。

### 卸売業 小売業

### ◎ここがポイント◎

仕事の種類は、ほかにもたくさんあります。なりたい職業について、調べてみましょ! まわりの方に相談してみることも大切です。



# 県内の就業状況

## ● 栃木県内の産業別における障害者雇用状況

栃木県内では、障害のある方が働いている業種で多い順は、

- 1位 医療・福祉 (3.41%)
- 2位 製造業 (2.38%)
- 3位 サービス業 (2.32%)



I はじめに

業種名	実雇用率	棒グラフ		
		1.0%	2.0%	3.0%
農林漁業	2.27%	[Bar extending to 2.27%]		
鉱業／採石／砂利採取業	0.45%	[Bar extending to 0.45%]		
建設業	1.61%	[Bar extending to 1.61%]		
製造業	2.38%	[Bar extending to 2.38%]		
電気／ガス／熱供給／水道業	1.15%	[Bar extending to 1.15%]		
情報通信業	1.76%	[Bar extending to 1.76%]		
運輸業／郵便業	1.97%	[Bar extending to 1.97%]		
卸売業／小売業	2.17%	[Bar extending to 2.17%]		
金融業／保険業	2.11%	[Bar extending to 2.11%]		
不動産業／物品賃貸業	1.92%	[Bar extending to 1.92%]		
学術研究／専門・技術サービス業	2.09%	[Bar extending to 2.09%]		
宿泊業／飲食サービス業	1.66%	[Bar extending to 1.66%]		
生活関連サービス業／娯楽業	2.17%	[Bar extending to 2.17%]		
教育／学習支援業	2.14%	[Bar extending to 2.14%]		
医療／福祉	3.41%	[Bar extending to 3.41%]		
複合サービス業	1.78%	[Bar extending to 1.78%]		
サービス業	2.32%	[Bar extending to 2.32%]		

※令和4年栃木労働局調べ



## 栃木県内の民間企業及び公的機関等における 障害者雇用状況

※令和4年栃木労働局調べ

### ●民間企業の雇用状況（法定雇用率2.3%）

・実雇用率2.38% ・法定雇用率達成企業割合56.8%

項目	栃木県	備考
雇用障害者数	5,515.5人	
実雇用率	2.38%（全国20位）	全国2.25%
法定雇用率達成企業割合	56.8%（全国22位）	全国48.3%

### ●公的機関の雇用状況（法定雇用率2.6%、県教育委員会は2.5%）

項目	栃木県（知事部局）	栃木県教育委員会
雇用障害者数	172.0人	342.5人
実雇用率	3.26% （全国4位）	2.70% （全国5位）

項目	市町（計）	市町教育委員会（計）
雇用障害者数	466.0人	5.0人
実雇用率	2.53%	1.86%

### ●独立行政法人等の雇用状況（法定雇用率2.6%）

項目	独立行政法人等
雇用障害者数	47.0人
実雇用率	2.75%

★令和6年4月1日から、障害者の法定雇用率が引き上げになります。

民間企業 2.5%（ただし、令和5年度は2.3%で据え置き）  
 国・地方公共団体等 2.8%  
 都道府県等の教育委員会 2.7%

### ◎ここがポイント◎

令和6年4月1日から障害者の法定雇用率が引き上げになることで、さらなる障害者雇用の促進が期待されています。

